松本会計通信

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-17-1

2008年1月21日(月)

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

財産分与請求権は強い

詐害行為といわれることも

夫が既に債務超過の状態にあるとき、妻との離婚を前提に現在居住している不動産を財産分与として妻に引き渡したなら、債権者から強制執行可能財産の詐害行為による隠匿として取消の訴えがなされる可能性があります。しかし、・・・。

最高裁は妻の味方だった

昭和 57 年の最高裁の判例はこのテーマにつてその後の判決の流れを確定します。まず、夫が債務超過であるからとと相当を否定するのは産分与を否定するのは産分与を否定はない、と述べ、離婚における財産を清算分配するとともに、離婚とともに、離婚をやむなくされたことにのおり、離婚をやむなくされたことにのおり、財産形成過程その他一切のよともとも関連を開催するためのは当然との方もされた。裁判では、債権者の許害行為を支援を支援を支援を表現しているをでは、債権者の許らことの不動の地位が確立したのです。

<u>妻への贈与のケースでも同じ</u>

協議離婚する約1年半前に婚姻20年以上の妻への非課税贈与をしていたケースでも同じでした。長年、夫婦子供との家族関係が維持され、土地家屋の維持管理について

妻が果たした役割は小さくなく、税務上の 観点をも踏まえ、将来の離婚に伴う財産分 与あるいは相続分の前渡しに相当するもの として、居住用不動産の名義移転すること は、過大な財産の移転とは言えない、との 判決が平成 17 年 10 月にもありました。

夫の経営する会社の債務の連帯保証を逃れるための贈与でもあり、会社債務の資金で住宅ローンを完済していたふしのある事例でしたが、妻の立場への配慮を優先させました。神戸地裁判決でしたが控訴はなく、確定しています。

ものには限度もありそう

しかし、離婚をしたのに同居を続け、妻に移った住宅ローン残債を元の夫が払い続けているケースでは、半分勝訴ぐらいの判決しかもらえていないものもあります。ただし、これは現在上告中で、まだ決着はついていません。

